

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	28	かこみ	<p>社会福祉法</p> <p>【地域福祉の推進】</p> <p>第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。</p>	<p>社会福祉法</p> <p>【地域福祉の推進】</p> <p>第4条 <u>地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。</u></p> <p>② 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
2	103	15	活動している。	活動していた。
3	129	図 2	登録定員の <u>1/2~15</u> 名の範囲で利用 定員： <u>25</u> 名	登録定員の <u>1/2~18</u> 名の範囲で利用 定員： <u>29</u> 名以下
4	145	側注 4	<u>学習支援</u> <u>事業</u> などがある。	<u>子どもの</u> <u>学習・生活支援事業</u> などがある。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
5	225－ 226	社会福 祉法 第4条	<p>第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。</p>	<p>第4条 <u>地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。</u></p> <p>② <u>地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。</u></p>